# 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等について

## 1. はじめに

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等について、令和4年度決算における算定結果が以下のとおりまとまりました。

今年度も、健全化法の規定による判断基準を超える指標はありませんが、今後も実質公債費 比率ならびに将来負担比率を注視し、健全な財政運営に取り組みます。

## 2. 丹波篠山市の指数と財政悪化の判断基準

(単位:%)

各指標	指数(R04)	指数 (R03)	早期健全化基準	財政再生基準	備考
実質赤字比率	_	_	12.87	20.00	早期健全化基準は標準財政規 模により変動
連結実質赤字比率	_	_	17.87	30.00	同上
実質公債費比率	15. 3	14. 9	25. 0	35. 0	
将来負担比率	92. 0	106. 9	350.0		
資金不足比率	—	_	20.0		公営企業のため経営健全化基準

#### 3. 令和4年度丹波篠山市の4指標の詳細

実 質 赤 字 比 率 - 黒字は「一」表示 (R04の比率: △2.28%、R03の比率: △3.45%、対前年度1.17ポイント)

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

一般会計等の収支合計額が黒字であり、実質赤字は生じておらず該当ありません。

連結実質赤字比率 - 黒字は「一」表示 (R04の比率: △15.89%、R03の比率: △17.01%、対前年度1.12ポイント)

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

一般会計等に加え国民健康保険特別会計や上下水道などの事業に関する会計を含めた全会計の収支合計額が黒字であり、連結実質赤字は生じておらず該当ありません。

実 質 公 債 費 比 率 15.3% 3ヵ年平均値(令和2年度~令和4年度) (R03の比率:14.9%、対前年度0.4ポイント)

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

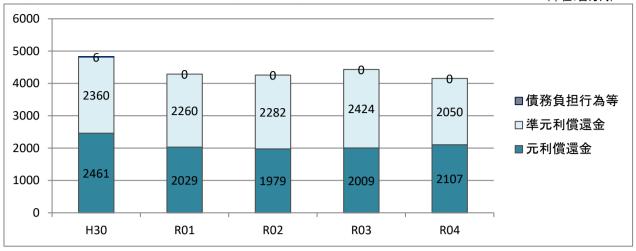
単年度では、下水道事業会計に要する準元利償還金が減少したものの、一般廃棄物処理事業債(清掃センター基幹的改良工事)等に係る元金償還が開始したことや、標準財政規模が減少したことにより、0.4ポイント数値が悪化。また3ヶ年平均では、前年度に算入されていた令和元年度の14.8%が対象外となり、新たに令和4年度の16.0%が対象となったことにより、0.4ポイント数値が悪化し、15.3%となりました。

一部市債の元金償還の開始に伴い、単年度数値は一時的に上昇が見込まれるものの、長、期的には償還終了に伴い公債費が減少していくため、数値が改善していく見込みです。

区分	H30	R01	R02	R03	R04
単年度ベース	17. 7	14. 8	14. 2	15. 6	16. 0
3ヵ年平均	18 8	17 2	15 6	14 9	15 3

# 算定における元利償還金及び準元利償還金等の推移

#### (単位:百万円)



将来負担比率 92.0% (RO3の比率: 106.9%、対前年度△14.9ポイント)

一般会計等が将来負担すべき実質的な債務の標準財政規模に対する比率

実質的な債務は、地方債の現在高や職員の退職手当支給予定額などから基金や地方債現 在高等にかかる交付税算入見込額等を控除したものとなっています。

令和4年度は公営企業債等繰入見込額が25億6,135万円、一般会計の市債残高が10億6,151万円とそれぞれ減少したことから、14.9ポイント数値が改善し、92.0%となりました。

今後は公債費の償還終了に伴い将来負担額は減少しますが、充当可能基金は横ばい傾向にあることから、比率の改善度合いが鈍化する可能性があります。

<u>将来負担額(397億26百万円) - 充当可能財源等(290億64百万円)</u> 標準財政規模(138億20百万円) - 算入公債費等(22億35百万円)

= 92.0%

#### <主な将来負担額>

地方債の現在高 公営企業債等繰入見込額 退職手当負担見込額 177億1百万円 181億57百万円 38億68百万円

#### <充当可能財源等>

基準財政需要額算入見込額 充当可能基金 充当可能特定歳入 241億63百万円 46億74百万円 2億27百万円

	H30	R01	R02	R03	R04
将来負担比率	177. 0%	160. 1%	133. 4%	106. 9%	92. 0%

# 4. 令和4年度公営企業の経営健全化に関する指標

区分	水道事業会計	下水道事業会計
資金不足比率	-	_

いずれの公営企業会計においても資金不足は生じておらず、資金不足比率は該当ありません。

# 参考資料

# 健全化判断比率等の概要説明

# 1. 地方公共団体の財政健全化法の概要

健全化法は、地方財政再建制度を抜本的に見直すために平成19年6月に制定され、平成 20年度の決算から、自治体全体の財政情報の開示を徹底し、財政状況の悪化した自治体に は透明なルールのもとに早期の健全化措置を導入し、財政再建を促す仕組となっています。 このため新たな4つの財政指標を設定し、毎年度、監査委員の審査を経て議会に報告し、住 民に公表することとされ、財政指標により全ての自治体を健全団体、早期健全化団体、再生 団体の3つに振り分け健全化を促すこととなっています。

更に、地方公営企業法の再建部分を健全化法に加え、早期健全化の仕組を規定しています。

#### 2.4つの財政健全化判断比率と公営企業の健全化比率

- ① 実質赤字比率・・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- ②連結実質赤字比率・・・・ 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率
- ③ 実質 公債費 比率・・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する 比率
- (4) 将来負担比率・・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
- (5) 資 金 不 足 比 率・・・・ 公営企業(法適、法非適)ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

# 判断基準を超えると、

早期健全化団体・・・・4指標のうちいずれかが「早期健全化基準」以上。

自主的な改善努力が求められ、財政健全化計画策定と議会の議決、外部

監査義務付、公表など。

(経営健全化団体) 公営企業は経営健全化計画策定と議会の議決、外部監査義務付、公表。

生. 寸 体・・・3指標のうちいずれかが「財政再生基準」以上、国の管理下で確実な

財政再建を図る。財政再生計画策定と議会の議決、起債発行の制限、

外部監査義務付、公表など。

#### 3. 健全化判断比率等の対象範囲について

